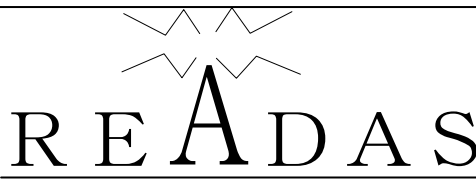


| | | |
|----------------|--|---|
| 第 5808 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 3日 火曜日 |
|----------------|--|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 会社が負担する健康診断費用等

Q：会社が社員の健康診断費用等の費用を負担した場合、社員の課税関係はどのようになりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

法人が社員の健康診断費用等を負担した場合、次のように取り扱われます。

①健康診断

安衛法に基づいて行われる健康診断は、原則として、非課税として取り扱われます。ただし、特定の労働者を対象に検査項目を追加している場合は、その追加部分は受診者に対する給与として課税されることがあります。この取扱いは、役員に対しても同様です。なお、社員等の配偶者に対する健康診断費用は、その社員等の給与として課税されます。

②人間ドック

一般に行われている人間ドックの検査費用は、非課税となりますが、一般に行われないオプション検査を行う場合は、その費用相当額は給与として課税されます。また、特定の役員や社員だけが人間ドックを行うという場合のその費用は、その者に対する給与となります。

③ストレスチェック費用

安衛法に基づくストレスチェック費用は、原則として、非課税として取り扱われます。

④特定健康診査

生活習慣病予防検診やメタボ検診と呼ばれる特定健康診査の費用を会社が負担した場合は、その社員に対する給与となります。

